令和８年　第７回大崎町農業委員会定例総会議事録

議事日時

日　時　　令和８年７月 17 日(金)　午前９時

場　所　　庁舎第２別館　２階会議室（旧共催組合）

出席者　【農業委員】

１番　○○委員、２番　○○委員、３番　○○委員、４番　○○委員
５番　○○委員、６番　○○委員、７番　○○委員、８番　○○委員
９番　○○委員、10 番　○○委員、11 番　○○委員

【最適化推進委員】

１番　○○委員、３番　○○委員、４番　○○委員、５番　○○委員
６番　○○委員、７番　○○委員、８番　○○委員、９番　○○委員
10 番　○○委員、11 番　○○委員、12 番　○○委員

計 22 名

事務局　　○○○○、○○○○、○○○○、○○○○

開　会　　会長あいさつ及び経過報告

６/24（水）　大崎町自殺対策協議会
６/29（月）　大崎町農業公社評議委員会、大崎町畜産振興協議会研修会
（和牛経営発展に関する講演会）
７/６（月）　７月定例常設審議委員会（鹿児島市）
７/８（水）　大崎町農業公社評議委員会
７/10（金）　農業会議情報事業巡回訪問
７/15（水）　大崎町畜産振興協議会総会

開　議　　第１．会議録署名委員の指名（３番　○○○○委員、５番　○○○○委員）
第２．議案第 33 号　農地法第３条の規定による許可申請について
第３．議案第 34 号　農地法第４条の規定による許可申請について
第４．議案第 35 号　農用地利用集積等促進計画（案）に係る意見について
第５．議案第 36 号　大崎町農業委員会農地利用最適化推進委員の選考委員会の設置に関する規定（案）について
第６．議案第 37 号　農地移動適正化あっせん事業に基づくあっせん委員の指名について
その他

開　議

事務局長　おはようございます。定刻より少し早いですが、後のスケジュールもありますので、始めさせていただきたいと思います。ただいまから令和８年第７回大崎町農業委員会定例総会を開会いたします。それでは、会長からあいさつと経過報告を申し上げます。

会　長　おはようございます。委員の皆様、本日もお忙しい中、またお暑い中７月定例総会ご出席頂き、誠にありがとうございます。先日、行われました県の削蹄競技大会

の応援に行って参りました。まさに削蹄は職人技の世界でした。競技中は張りつめられた空気の中、また限られた時間の中で、大粒の汗を流しながら無心に競い合う姿に感動致しました。曽於地区から10名の参加で５名の選手が九州大会への出場権を得ることができました。○○○○は、この大会の競技委員を務められながら、削蹄師の師として、若者達に惜しみない指導と細やかな声かけをされていました。その声に選手たちが真剣に耳を傾ける様子をみて、師弟の深い絆を感じました。農業委員と家業の傍ら、後進の育成に努めてこられた姿に敬意を表したいと思います。削蹄は、まさしく畜産の足元（土台）を支える技術です。これからも大崎町の畜産の発展のためにご尽力いただいただきたいと思います。それでは、経過報告を致します。6月24日　大崎町自殺対策協議会、6月29日　大崎町農業公社評議委員会、大崎町の和牛経営発展に関する研修会、７月６日　７月定例常設審議委員会（鹿児島市)、７月８日　大崎町農業公社評議委員会、７月10日　鹿児島県農業会議情報事業巡回訪問、７月15日　大崎町畜産振興協議会総会、以上の会に出席して参りました。それでは、会議に入ります。まず、会議録署名委員の指名を行います。３番○○○○委員、５番○○○○委員に、お願い致します。本日は、議案第33号から議案第37号までを議題と致します。開けて頂きまして、１ページ、総会審議内訳表でございます。許可区分、申請件数のみ読み上げます。３条９件、４条１件、農地バンク法による農地中間管理権の設定23件、合計33件でございます。２ページ、議案第33号「農地法第３条の規定による許可申請について」を議題と致します。３ページ、審議番号１番の調査報告を事務局お願いします。

○○○○　第３条申請、審議番号１番について、調査結果を報告いたします。まずは申請人についてです。渡し人は、○○集落の○○○○さんです。受け人は、○○集落の○○○○さんで認定農業者ではありません。主な経営作物は、水稲です。申請地は、仮宿字大橋○○○○　田　１筆　954㎡です。申請理由は、渡し人の労力不足により、受け人が経営規模拡大をするものです。次に調査内容についてご報告いたします。１号全部効率利用要件です。農作業従事者は本人を中心としまして、息子さん、妻の妹さん、３人も手伝われるとの事で、将来は息子さんが引き継ぐとの事でした。農作業技術力は、農作業歴50年とあります。機械保有はトラクター１台、田植え機１台、軽トラック１台です。通作距離は、自宅から１㎞、車で５分です。４号農作業常時従事要件ですが、150日以上農作業に従事すると認められます。６号地域との調和要件ですが、農地の集団化への影響ありません。水利作業等への参加については、協力しますとのことでした。以上のことから農地法第３条第２項の各号に該当しないため、許可相当と思われます。委員の皆様のご審議方よろしくお願いいたします。

議　　長　審議番号１番につきまして、何かご質問はありませんか。

委　　員　なし。

議　　長　なしということであります。審議番号１番について許可してもよいと思われる方の挙手をお願いします。

委　　員　（挙手）

議　　長　挙手多数。よって審議番号１番につきましては、許可といたします。審議番号２番、審議番号３番、審議番号４番につきましては、譲受人が同一人物のため一括して審議いたします。調査報告を○○委員お願いします。

○○委員　第３条申請、審議番号２番、３番、４番については、受人が同一人物のため一括

して説明いたします。まずは申請人についてです。渡し人は、○○県○○市の○○○○さんです。土地の所在は、神領字前牟田○○○○　田　１筆　1,148 ㎡です。契約内容は売買で10a あたり 100,000 円となっております。続きまして審議番号３番の渡し人は、○○市の○○○○さんです。土地の所在は、神領字犬太郎堀○○○○　田　１筆　795 ㎡です。同じく所有権移転で売買、10a あたり 100,000 円でございます。続きまして審議番号４番、渡し人は○○地区の○○○○さんです。土地の所在は、神領字前牟田○○○○　田　１筆　1,049 ㎡です。これについても所有権移転で売買、10a あたり 100,000 円となっております。審議番号２番、３番、４番とも以前より○○○○さんが貸借で耕作されておりました。今回、土地の所有者が処分したいと、また○○さんは永年耕作していた関係上、自分で買いたいというような話がつきまして、申請理由としては以上のようなことでございます。それでは２号、３号、４号の受け人の○○○○さんについて３条資格等について調査をいたしました。１号全部効率利用用件でございます。農作業従事者は、本人と妻の２名ですが、忙しい時には親戚の方々に手伝ってもらって行われているようです。○○さんは種子生産農家でございまして、米と蕎麦の種子を生産されております。育苗から田植え、稲刈り、乾燥、出荷まで一連して作業されておりまして、それに伴う機械は全て管理されております。農作業常時従事要件ですが、確実に 150 日以上作業をされております。つづきまして６号地域との調和要件ですが、集団化への影響はございません。また水利事業については、地域の組織のトップとして活動されておりまして、積極的に作業に従事されております。以上のことから、農地法第３条第２項の各号に該当しないと判断しました。許可相当と思われます。委員の皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議　　長　審議番号２番、審議番号３番、審議番号４番について、何かご質問はありませんか。

委　　員　なし。

議　　長　なしということであります。それでは審議番号２番、審議番号３番、審議番号４番について、許可してもよいと思われる方の挙手をお願いします。

委　　員　（挙手）

議　　長　挙手多数。よって審議番号２番、審議番号３番、審議番号４番につきましては、許可といたします。４ページ、審議番号５番の調査報告を○○委員お願いします。

○○委員　第３条申請、審議番号５番について調査結果を報告いたします。まずは申請人についてです。渡し人は、○○地区の○○○○さんです。受け人は、○○集落の○○○○さんで、認定農業者ではありません。今回の申請地での作物は自家消費用の露地野菜です。申請地は、岡別府字福岡○○○○　畑　１筆　263 ㎡です。申請理由は、知人間の贈与です。同じ○○○○となります。次に調査内容について報告します。１号全部効率利用要件です。農作業従事者は本人の１名です。農作業技術力は、農作業歴 15 年とあります。機械保有は、トラクター１台、軽トラック１台です。通作距離は、自宅から 0.3 ㎞、徒歩で５分です。４号農作業常時従事要件ですが、必要な農作業に従事すると認められます。６号地域との調和要件ですが、農地の集団化への影響はありません。水利作業等への参加については協力しますということでした。以上のことから、農地法第３条第２項の各号に該当しないため、許可相当と思われます。委員の皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議　　長　審議番号５番について、何かご質問はありませんか。

委　　員　　なし。
議　　長　　なしということであります。それでは審議番号５番について、許可してもよいと思われる方の挙手をお願いします。
委　　員　　（挙手）
議　　長　　挙手多数。よって審議番号５番につきましては、許可といたします。審議番号６番の調査報告を同じく〇〇委員お願いします。
〇〇委員　　第３条申請、審議番号６番について、調査結果を報告いたします。まずは申請人についてです。渡し人は、〇〇県〇〇市の〇〇〇〇さんです。受け人は、〇〇集落の〇〇〇〇さんで、認定農業者ではありません。主な経営作物は、甘藷です。申請地は、仮宿字仮屋堀〇〇〇〇　畑　１筆　862 ㎡です。申請理由は、譲渡人の農業廃止・非農家により、譲受人が譲渡人の要望を受けて取得するものです。次に調査内容についてご報告します。１号全部効率利用要件です。農作業従事者は本人、父、母の３名です。農作業技術力は、農作業歴 27 年とあります。機械保有は、トラクター１台、トラック１台です。通作距離は、自宅から 0.51㎞、車で５分です。４号農作業常時従事要件ですが、必要な農作業に従事すると認められます。６号地域との調和要件ですが、農地の集団化への影響はありません。水利作業等への参加については協力しますとの事でした。以上のことから農地法第３条第２項の各号に該当しないため、許可相当と思われます。委員の皆様のご審議をよろしくお願いいたします。
議　　長　　審議番号６番について、何かご質問はありませんか。
委　　員　　なし。
議　　長　　なしということであります。審議番号６番について、許可してもよいと思われる方の挙手をお願いします。
委　　員　　（挙手）
議　　長　　挙手多数。よって審議番号６番につきましては、許可といたします。審議番号７番の調査報告を〇〇委員お願いします。
〇〇委員　　第３条申請、審議番号７番について、調査結果を報告いたします。まずは申請人についてです。渡し人は、〇〇県〇〇市の〇〇〇〇さんです。受け人は、〇〇町の〇〇〇〇さんで、認定農業者ではありません。主な経営作物は牛 15 頭、米、飼料作物です。申請地は、永吉字新堀〇〇〇〇　畑　１筆　266 ㎡です。申請理由は、譲渡人の農業廃止・非農家により、譲受人が経営規模拡大をするものですが、〇〇さんが〇〇県に在住で、こちらの土地を処分したいということで、親戚の方にお願いをし、隣地で耕作をされている〇〇さんに相談したところ、〇〇さんが購入したいと言われ、売買が成立し、売買金額は３万円となりました。次に調査内容についてご報告します。１号全部効率利用要件です。農作業従事者は本人の１人です。農作業技術力は、農作業歴 60 年とあります。機械保有は、トラクター３台、耕運機１台、田植機１台、コンバイン２台、トラック１台と十分です。通作距離は、自宅から５㎞、車で 12 分です。４号農作業常時従事要件ですが、150 日以上農作業に従事すると認められます。６号地域との調和要件ですが、農地の集団化への影響はありません。水利作業等への参加については協力しますとの事でした。以上のことから農地法第３条第２項の各号に該当しないため、許可相当と思われます。委員の皆様のご審議をよろしくお願いいたします。
議　　長　　審議番号７番について、何かご質問はありませんか。

委　　員　　なし。
議　　長　　なしということであります。審議番号７番について、許可してもよいと思われる方の挙手をお願いします。
委　　員　　（挙手）
議　　長　　挙手多数。よって審議番号７番につきましては、許可といたします。審議番号８番の調査報告を○○委員お願いします。
○○委員　　第３条申請、審議番号８番について、調査結果を報告いたします。まずは申請人についてです。渡し人は、○○市の○○○○さんです。受け人は、○○集落の○○○○さんで、認定農業者ではありません。主な経営作物は、きぬさや、葡萄です。申請地は、井俣字中沖○○○○　畑　１筆　174 ㎡です。申請地隣には○○○○さん所有の畑があり、申請理由は、譲渡人の要望により、譲受人が経営規模拡大をするものです。次に調査内容についてご報告します。１号全部効率利用要件です。農作業従事者は本人、妻、臨時雇用２名の４名です。農作業技術力は、農作業歴 20 年とあります。機械保有は、トラクター２台、軽トラック１台です。通作距離は、自宅から 0.1㎞、徒歩で１分です。４号農作業常時従事要件ですが、150 日以上農作業に従事すると認められます。６号地域との調和要件ですが、農地の集団化への影響はありません。水利作業等への参加については協力しますとの事でした。以上のことから農地法第３条第２項の各号に該当しないため、許可相当と思われます。委員の皆様のご審議をよろしくお願いいたします。
議　　長　　審議番号８番について、何かご質問はありませんか。
委　　員　　なし。
議　　長　　なしということであります。審議番号８番について、許可してもよいと思われる方の挙手をお願いします。
委　　員　　（挙手）
議　　長　　挙手多数。よって審議番号８番につきましては、許可といたします。５ページ、審議番号９番の調査報告を○○委員お願いします。
○○委員　　第３条申請、審議番号９番について、調査結果を報告いたします。まずは申請人についてです。渡し人は、○○都○○市の○○○○さんです。受け人は、○○地区の○○○○さんで、認定農業者ではありません。主な経営作物は、水稲、お茶、露地野菜、牧草です。申請地は、菱田字四ツ塚下○○○○　田　外４筆　5,460 ㎡です。申請理由は、譲渡人の農業廃止・非農家により、譲受人が経営規模拡大をするものです。次に調査内容についてご報告します。１号全部効率利用要件です。農作業従事者は本人、妻の２名です。農作業技術力は、農作業歴 24 年とあります。機械保有は、トラクター１台、耕運機１台、田植機１台、トラック１台、茶摘機１台、ミニバックホー１台と十分です。通作距離は、自宅から５㎞、車で７分です。４号農作業常時従事要件ですが、必要な農作業に従事すると認められます。６号地域との調和要件ですが、農地の集団化への影響はありません。水利作業等への参加については協力しますとの事でした。それから申請地の菱田字正坂上の畑○○○○　48 ㎡と○○○○　390 ㎡の２筆については、現在、竹林になっておりますが、近いうちにモア等を使って畑に戻すそうです。以上のことから農地法第３条第２項の各号に該当しないため、許可相当と思われます。委員の皆様のご審議をよろしくお願いいたします。
議　　長　　審議番号９番について、何かご質問はありませんか。

委　　員　　なし。
議　　長　　なしということであります。審議番号９番について、許可してもよいと思われる方の挙手をお願いします。
委　　員　　（挙手）
議　　長　　挙手多数。よって審議番号９番につきましては、許可といたします。６ページ、議案第 34 号「農地法第４条の規定による許可申請について」を議題といたします。７ページ、審議番号１番、事務局の説明をお願いいたします。
○○○○　　審議番号１番について調査結果を報告します。なお本案件につきましては、令和８年２月の定例総会で地域計画の変更と農振の用途変更が審議済みでございますので、事務局から報告させていただきます。申請人は、大崎町内の○○○○　○○○○　○○○○　○○○○さんです。申請地は、大崎町永吉字岩崎段○○○○　畑１筆　1,468 ㎡で、場所は資料２の現地資料１の１から２をご覧ください。申請目的は、事務所兼休憩所です。それでは許可判定に基づいて説明いたします。農地区分は、農用地区域内農地で、不許可の例外は、農用地利用計画指定用途と判断いたしました。続いて一般基準です。生活排水は、合併浄化槽。雨水は水路放流。土砂の流出防止対策として、敷地周辺にブロック塀を設置し、周辺に土砂等が流れないようにいたします。日照、通風ですが、緩衝地を２m程設けるため問題はありません。隣接地の所有者への説明は、説明済みという事でした。通路は、道路に面しているため問題ありません。資力は、資金証明で確認済みです。信用は問題ありません。現在、農振の用途変更が申請中であります。以上のことから、特段の問題は無いと判断し、許可相当と判断いたしました。委員の皆様のご審議をよろしくお願いいたします。
議　　長　　審議番号１番について、何かご質問はありませんか。
委　　員　　なし。
議　　長　　なしということであります。それでは審議番号１番について、許可してもよいと思われる方の挙手をお願いします。
委　　員　　（挙手）
議　　長　　挙手多数。よって審議番号１番につきましては、許可といたします。８ページ、議案第 35 号「農用地利用集積等促進計画(案)に係る意見について」を議題と致します。９ページ、農用地利用集積等促進計画(案)総括表でございます。事務局の説明をお願いします。
○○○○　　議案第 35 号「農用地利用集積等促進計画（案）に係る意見について」、９ページ、農地中間管理権の総括表です。始期が令和８年 10 月１日、期間は 10 年です。中間管理権の設定面積は、田が 11,111 ㎡、畑が 75,352 ㎡、計 86,463 ㎡でございます。設定する者が 23 名、耕作する者 14 名でございます。10 ページから 12 ページが内訳です。資料４で法人関係の資料を添付しておりますので、ご参考にしてください。以上、中間管理権の設定につきまして、ご審議くださいますようよろしくお願いいたします。
議　　長　　10 ページ、連番１番から連番 22 番までを一括して審議いたします。何かご質問はありませんか。
委　　員　　なし。
議　　長　　なしということであります。連番１番から連番 22 番までを許可しても良いと思われる方の挙手をお願いします。

委　　員　　（挙手）
議　　長　　挙手多数。よって、連番１番から連番 22 番までは許可といたします。11 ページ、連番 23 番から連番 38 番を除いて連番 44 番までを一括して審議いたします。何かご質問はありませんか。
委　　員　　なし。
議　　長　　なしということであります。それでは、連番 23 番から連番 38 番を除いて連番 44 番までを許可しても良いと思われる方の挙手をお願いします。
委　　員　　（挙手）
議　　長　　挙手多数。よって、連番 23 番から連番 38 番を除いて連番 44 番までは、許可といたします。12 ページ、連番 45 番から連番 54 番までを一括して審議いたします。何かご質問はありませんか。
委　　員　　なし。
議　　長　　なしということであります。連番 45 番から連番 54 番までにつきまして、許可しても良いと思われる方の挙手をお願いします。
委　　員　　（挙手）
議　　長　　挙手多数。よって、連番 45 番から連番 54 番までは、許可といたします。11 ページにお戻りください。連番 38 番は、〇〇委員の案件でありますので、〇〇委員の退室をお願いします。
（〇〇委員退室）
議　　長　　それでは、連番 38 番について、何かご質問はありませんか。
委　　員　　なし。
議　　長　　なしということであります。それでは、連番 38 番を許可しても良いと思われる方の挙手をお願いします。
委　　員　　（挙手）
議　　長　　挙手多数。よって、連番 38 番は許可といたします。
（〇〇委員入室）
議　　長　　13 ページ、議案第 36 号「大崎町農業委員会農地利用最適化推進委員の選考委員会の設置に関する規程（案）について」を議題といたします。14 ページ、15 ページ、事務局の説明をお願いします。
〇〇〇〇　　14 ページをお開きください。読んで説明とさせていただきたいと思います。大崎町農業委員会農地利用最適化推進委員の選考委員会の設置に関する規程（案）、（趣旨）第１条　この規定は、大崎町農業委員会農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）候補者を選考するため大崎町農業委員会農地利用最適化推進委員候補者選考委員会（以下「選考委員会」という）の設置及び運営について、必要な事項を定めるものとする。（業務）第２条　選考委員会は、次の事務を行う。(1)選考委員会は、農業委員会の求めにより大崎町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例（平成 28 年条例第 25 号）及び大崎町農業委員会の農地利用最適化推進委員の選任に関する規則（平成 28 年規則第 32 号）に基づき、推進委員候補者の選考を行い、農業委員会に報告するものとする。(2)選考委員会は、推進委員候補者の選考にあたり、推薦を受けた者及び応募した者の活動履歴等の審査を行うとともに、必要に応じて面接その他適当と認める方法により審査を行うものとする。（組織）第３条　選考委員会は、委員長及び委員で組織する。２　委員長は農業委員会会長職務代理者をもって充てる。３　委員は、農業委員会委員を

もって充てる。（委員長）第４条　委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。２　委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員が、その職務を代理する。（会議）第５条　選考委員会の会議（以下「会議」という）は委員長が招集する。２　会議は、委員の３分の２以上が出席しなければ、開くことができない。３　委員長は、会議の議長となり、議事を整理する。４　会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数の時は、委員長の決するところによる。５　委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、その意見を聴くことができる。（庶務）第６条　選考委員会の庶務は、農業委員会に置いて処理する。（その他）第７条　この規定に定めるもののほか、選考委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。附則　この規定は、令和８年７月 17 日から施行する。15 ページ目が選考委員会の流れでございます。左の方が農業委員の流れです。候補者が応募して、選考委員会で推進して、議会の承認を得て、農業委員が辞令をもらって就任するという流れです。農地利用最適化推進委員につきましては、今まで候補者が応募して、農業委員会の事務局でそれを判断して、農業委員会の総会で決定して、最適化推進委員の辞令、就任という流れだったんですけど、これを農業委員と同じように選考委員会で推薦するというような形を今回から取りたいという事でございます。この後、定例総会が終了した後、選考委員会を開催して、７月 22 日の臨時総会でですね応募いただいた方を決めていただくというような段取りでいるところであります。よろしくお願いいたします。

議　　長　はい、只今の案件につきまして、何かご質問はありませんか。

〇〇委員　はい。

議　　長　〇〇委員。

〇〇委員　これまで何回か改選がありまして、選考された経緯がございます。その中で基本何もなく、条例、規則が整っていた。この規程を作るための提案理由を教えてください。

議　　長　事務局お願いします。

〇〇〇〇　はい。提案理由につきましては、先ほど申したとおり条例なり規則が作ってありました農業委員の方につきましては、選考委員会まで決めてあったんですけど、推進委員につきましては、農業委員会で決めるという事だけしか書いてなかったもんですから、今回も農業委員会で決めるんですけど、その前に選考委員会で一回話をしていただいて、最終的には農業委員会の総会の中で決めていくという事になるんですけど、一回選考委員会というのを開いた方がいいんじゃないかと事務局内でで て、また近隣自治体に確認したところ志布志市の取り組みを参考にしてこの規程を作ったところでございます。

〇〇委員　分かりました。

議　　長　他にご意見ございませんか。

委　　員　なし。

議　　長　なしということであります。それでは、只今の案件につきまして承認してもよいと思われる方の挙手をおねがいします。

委　　員　（挙手）

議　　長　挙手多数。よって、大崎町農業委員会農地利用最適化推進委員の選考委員会の設置に関する規程（案）につきましては、承認となりました。（案）のところを消してください。16 ページ、議案第 37 号「農地移動適正化あっせん事業に基づくあっ

せん委員の指名について」を議題といたします。17 ページ、事務局の説明をお願いいたします。

○○○○　議案第 37 号、農地移動適正化あっせん事業に基づくあっせん委員の指名です。17 ページです。１番○○○○さん、売買を希望です。永吉字迫ノ下○○○○　田 274 ㎡　外２筆でございます。○○委員を指名いたします。２番○○○○さん、賃借を希望です。菱田字萬太堀○○○○　畑　1,055 ㎡　外８筆でございます。○○委員を指名いたします。

議　　長　○○委員、○○委員よろしくお願いいたします。

議　　長　その他、何かご意見ご質問はございませんか。

委　　員　なし。

議　　長　よろしいですか。本日をもちまして、今期の大崎町農業委員会定例会は、すべての日程を終了することとなりました。委員の皆様には、在任期間中それぞれの地域における活動に多大なるご協力をいただきました。鹿児島の農業委員会リレーションシップ活動、農地パトロール、農業新聞の普及推進、農業者年金加入推進など度重なるお願いに常に真摯に受け止め、ご協力いただきました事に、会長として心から深く感謝申し上げます。またこの３年間、いつも快く農家の方々、私たち農業委員をサポートしてくださいました事務局にも感謝申し上げます。ありがとうございました。委員の民様におかれましては、お立場は変わられても本町の農業の発展のためにお力添えをくださいますようお願いいたします。以上をもちまして令和８年第７回大崎町農業委員会の定例総会を終了いたします。ご協力ありがとうございました。

議　　長

３番委員

５番委員